

広 報 土地改良区だより

編集・発行
水土里ネット大曲
 大仙市大曲土地改良区
 大仙市大曲西根字小館10
 電話 0187-68-3031
 F A X 0187-68-3733



幹線用水路(角間川)



中・高生の田植え(大川西根)



田植え体験(宮城県中学生)

土地改良区 の 概 況

受益面積	組合員数	総代数	役員数	職員数
910ha	835人	46人	理事17人 監事 3人	3人



農地・水・環境を守り育てる

土地改良区ロゴマーク

農業農村を取り巻く情勢が著しく変貌する中、土地改良区がこれまで果たしてきた役割、機能を改めて振り返ると共に多面的な機能の発揮など、国民が期待する新たな役割の実現に向けて、土地改良区が身近で親しみやすい組織として地域にそして広く国民に認知してもらうことを目的としています。

理事長あいさつ

理事長 判田 勝補

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

本日は第十回通常総代会を開催しましたところ、総代の皆さんには年度末と日曜日の大変お忙しいなか出席をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

日頃より土地改良区の運営並びに農地・水・環境保全向上対策等への参加などをいただきまして厚く御礼申し上げたいと思います。

今年の冬も昨年の豪雪に続き皆さんにおかれましても雪下ろしや除雪作業などにご難儀されたことと思います。



理事長 判田 勝補

当管内においては大きな被害はありませんでしたが、残雪も多くこの状態ですと春作業の遅れが心配されるようです。

さて農業農村をめぐる情勢は大変厳しいものがあります。

TPPを始め色々と農政が大きく変動しております。

また米の生産数量も全国的には八百万トンを超えるなど、依然として減反の強化が続いております。

また米価は二、三年前から不安定であり、米余りの状況あるいはミニマムアクセス米の市場への導入など、我々にとりまして非常にマイナスの部分があります。当土地改良区九一〇ヘクタールありますが大部分が水田単作地帯であります。

このうち六割作付け、四割減反ということで農家には大変厳しい経営をされていることと思っております。

このような状況を踏まえ土地

改良区としては、十分に考慮した運営にあたって参りたいと思っております。

さて大曲土地改良区の合併から十年目を迎える事になりました。

この間、事務体勢の合理化、財政の健全化、維持管理の適正化と組合員サービスの向上等に努力しているところですが、特に維持管理についてはそれぞれの地区にある調整委員会があたってきたっております。

しかしながら施設そのものの老朽化があり、近々に取り組まなければならないことが多々あります。

例えば角間川地区においては、平成二十二年度におけ旭川地区国営事業による調査を開始し継続しているところですが、慢性的な用水不足によることから大戸川頭首工の全面的な改修、そして揚水機場の廃止など統廃合を図りながら、組合員の経費削減等を考えております。

このことにつきまして、事業担当をされております西奥羽調査事務所の方々が見えておりますので、本日の会議冒頭にご説明を頂く事としております。

一方、内小友西部地区においては四十九町歩の面積がありますが、十アール区画、農道あるいは用排水路が未整備であります。

このような中で数年前より地元組合員から基盤整備を実施してほしいとの要望がありました。その他にも溜池などが老朽化しており、今年一月には基盤整備に向けた説明会を開催しております。

更に四月には事業に向けた推進協議会を設立することとしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日提案されます議案は第三十五号までありますが、組合員がいかに営農を続けられやすくする基盤を作るかということが土地改良区に求められていることと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に平成十九年度から行われました農地・水・環境保全向上対策事業であります。今月を以てひとまず五力年の事業も終了することになります。

老人クラブ、自治会、子供会ほか農家の方々にもご理解をいただきまして無事終了できます

ことに改めて皆様にも厚く御礼申し上げます。

また四月からは新たに農地・水保全管理支払交付金という事業が継続されることになっておりますので、このような事業を充分活用しまして土地改良区運営にも反映して参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

終わりに平成二十四年度の基本的な考え方として、土地改良区運営における事務費更には維持管理費などの中で無駄な経費を削減し、徹底した合理化を図りたいと考えております。

また様々な補助、助成事業を活用して組合員の負担軽減に努力して参りたいと考えております。

更に土地改良区運営の財源であります賦課金ですが、現在一部未収金もありますので、組合運営の執行理事者として努力して参ります。

今後とも総代各位には土地改良区運営に対しご協力をいただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。



第十回 通常総代会

去る三月二十五日、県立農業科学館において通常総代会が開催されました。

総代定数四十六人のうち、三十九人の出席のもと、平成二十三年度補正予算関係、平成二十四年度収支予算案、更に維持管理計画書の変更、定款並びに会計細則の一部改正、国営旭川地区かんがい排水事業の実施設計への移行承認など、全部で三十五議案が提出され、全議案が承認決定されました。

また役員の欠員による理事補欠選挙も同日執行され、内小友・角間川・大川西根それぞれの選挙区から、つぎの三人の方々が当選されました。



議長 田口憲寿氏

補欠選挙 理事当選者



大川西根 山崎 長清 氏

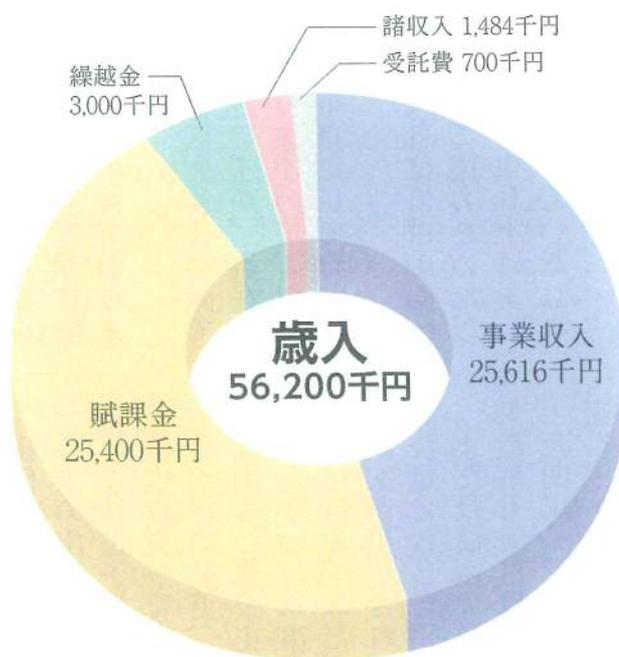
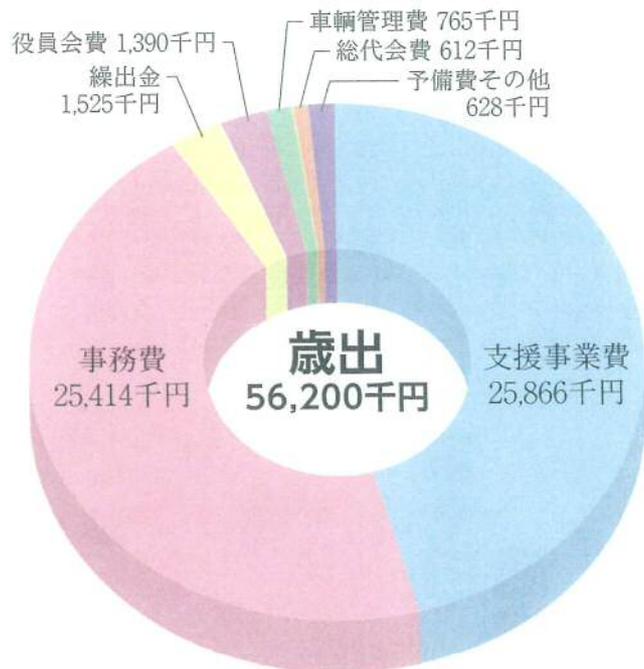


角間川 明野 一雄 氏



内小友 東海林 繁 氏

平成24年度 一般会計歳入歳出予算



全域共通会計収支予算

(単位：円)

種別	歳入予算額	歳出予算額
1 一般財政調整基金特別会計	7,100,100	7,100,100
2 農地転用決済金特別会計	3,100,100	3,100,100
3 役員退任慰労積立金特別会計	826,000	826,000
4 職員退職給与積立金特別会計	11,577,000	11,577,000
合計	22,603,200	22,603,200

地区別特別会計収支予算

(単位：円)

種別	歳入予算額	歳出予算額
1 内小友西部地区維持管理特別会計	2,647,000	2,647,000
2 内小友西部地区財政調整基金特別会計	3,301,000	3,301,000
3 内小友地区維持管理特別会計	11,636,000	11,636,000
4 内小友地区転用決済金特別会計	1,681,000	1,681,000
5 内小友地区財政調整基金特別会計	11,111,000	11,111,000
6 角間川地区維持管理特別会計	63,420,000	63,420,000
7 角間川地区財政調整基金特別会計	28,772,000	28,772,000
8 角間川地区機械積立金特別会計	3,262,000	3,262,000
9 角間川地区繰上償還金特別会計	38,421,000	38,421,000
10 大川西根地区維持管理特別会計	23,600,000	23,600,000
11 大川西根地区財政調整基金特別会計	4,581,000	4,581,000
12 大川西根地区償還決済金特別会計	10,901,000	10,901,000
13 大川西根地区大嶋野償還積立金特別会計	10,568,000	10,568,000
合計	213,901,000	213,901,000

平成24年度土地改良区賦課金表(10a当たり)

* 一般経常賦課金 (全受益地一律) 2,800円

* 特別賦課金 (地域によって異なります)

内小友西部地区

(1) 維持管理費 1,800円

内小友地区

(1) 維持管理費 3,800円

角間川地区

(1) 維持管理費 2,300円

(2) 維持管理費 (畑地分) 1,150円

(3) 償還負担金 (担い手事業田圃分) 7,400円

(4) 償還負担金 (担い手事業畑地分) 3,700円

大川西根地区

(1) 維持管理費 3,900円

(2) 償還負担金 (ほ場整備大嶋野分) 3,400円

* 納付期日 平成24年 6月20日

* 納付期限 1期 平成24年 7月31日
2期 平成24年 10月31日

* 納付場所 J A 秋田おぼこ農協管内各支店

土地改良法第39条、定款第29条の規定により賦課金を未納した場合は、延滞利子の14.6%が加算されます。また督促状を發せられた場合は、地方税の例により滞納処分の対象となりますので、未納のないよう早めの納付をお願いします。

★ 納入通知書を受け取ったら、賦課面積・金額を確認してください。

もし間違いがあった場合には、納付期限1ヶ月前までに申し出てください。

土地改良施設の補修計画

土地改良施設は農業生産に欠かせない非常に重要な施設ですが、造成後の経年劣化により各施設とも整備補修並びに改修が必要となってきました。このため新規事業の採択並びに各種補助事業への加入に向けた説明会や話し合い並びに調査や定期診断などを実施することとしております。

◎ 角間川地区 (大戸川頭首工改修事業)

この施設は昭和46年に国営雄物川農業水利事業により造成された施設であり、(幅15m×高さ1.8m×2門・自動転倒ゲート式) 受益面積253haへの灌漑用水(2土地改良区・1水利組合)として取水しています。

しかし経年による構造物の劣化がみられ、現在「国営旭川地区かんがい排水事業」として地区調査を実施しており、来年度以降に実施設計、更には平成27年度に事業着手をすることとしています。

また蛭野堰(角間川堰)についても改修計画があり、現在協議が進められています。



大戸川頭首工

◎ 大川西根地区 (パイプライン灌漑)

大川西根地区では、昭和53年度圃場整備事業以降大部分がパイプラインによる灌漑方式となっています。しかし施設全体が経年劣化と老朽化が進み、中でも小友川に架かる水管橋(パイプライン350Φ)は腐食などにより以前から漏水があり、平成25年度に補助事業により全面更新の工事を計画しております。またその他の幹線、枝線用水管など(パイプライン・延長約3.4km)は毎年数カ所の破損漏水があり、補修経費が年々増える実態にあるため、新たな事業による施設全体の改修が急務となってきました。



水管橋(口径350mm×25m)

パイプライン補修状況



◎ 内小友西部地区（溜池の堤体余水吐修復工事）

鳥越沢ため池その他の溜池においても、堤体そのものが柔弱であるため、一部溜池では、崩落により下流部への土砂流出などがあり、今夏に修復工事と余水吐の補修工事の実施を予定しています。

また地区全体が未整理区域であり、農道がなかったり用排水路を兼用している状況下のため営農上においても支障があることから、新たな基盤整備が必要との機運が高まり現在集落説明会等が行われております。



崩壊した堤体



圃場状況

◎ 内小友地区（明通ため池等・補助揚水機管理）



明通第一溜池



第二溜池

内小友地区では、県営事業による明通溜池などのほか、補助揚水機（19箇所）を設置しながら灌漑用水を確保している状況にあります。

その他これまで農道や土水路の改良等を実施していますが、圃場は一反歩区画が大部分であり、作業能率の良いとはいえず、農地集積も進まない現状にあります。

このため今後の営農体系をめざした基盤整備の必要性があり、現在地域内で検討が進められています。



突風による被害



排水路

農地・水保全管理支払交付金

平成19年度から実施されてきました、農地・水・環境保全向上対策事業は平成23年度で終了し、今年度より新たに「農地・水保全管理支払交付金事業」として始まることとなりました。

これは農業生産の基盤となる農地、水、環境の保全と質的向上を図ることが必要であり、農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきた現状にあります。

このため農業用排水路、ため池、農道その他多くの農村資源に対し、農業者だけでなくここに住む地域住民みんなが参画し、様々な共同活動を行うことで、地域全体の生活環境の保全、生態系保全、景観形成等を図ろうとするものです。

具体的には水路や農道の草刈りや泥上げ、道路敷砂利や防火用水の利用と管理、ゴミの不法投棄防止の為に巡回点検、動植物の自然観察あるいは地域用水の水質調査、農業用施設の補修や管理、また景観作物の植栽管理、歴史的農業施設の保全や管理、その他伝統的行事の参加や学習などたくさんの項目が上げられます。



一斉草刈活動



水質検査(10ヶ所)



泥上げ



防草シートと芝桜等の植栽



学習の様子



維持管理計画・補助事業

土地改良区では、新年度に入ると土地改良施設並びに現状について、それぞれの地域において役員による施設検分をしながら、維持管理計画並びに補助事業及び新規事業への検討がされています。

また新規補助事業については、土地改良区施設管理事業や組合員個々への助成制度や補助金交付など各種あります。

組合員の皆様においても、施設の整備並びに要望等がありましたら、土地改良区まで問い合わせくださるようお願いいたします。

更に新しい事業などがあれば、その都度情報提供して参ります。



- * 突発事故復旧支援事業（土地改良施設整備など）
- * 農業体質強化基盤整備促進事業（区画拡大・定額事業その他）
- * 戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業（総合排水強化型・モミガラ補助暗渠など）
- * 災害復旧支援事業（風水害災害など）



突発事故復旧支援事業



モミガラ補助暗渠事業



PCB処理（トランス）

こんな場合は必ず 手続をしてください

一、組合員資格に移動があった場合

組合員資格を有する農業経営者が農業者年金受給に伴う経営移譲をした場合には、組合員資格を喪失します。土地改良区への届出が必要になります。

又土地の移動、更には組合員の死亡等による場合も同様に届出が必要になります。届出をするときは、組合員資格を失う人の印鑑、新たに取得する人の印鑑も必要になります。そのような事由がありましたら速やかに届出くださるようお願いいたします。

一、農地転用をする場合

農用地を宅地等へ転用する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、申請書類として土地改良区の同意書と約定書も必要です。

この為予め土地改良区への届出と申請をしてください。

二、土地改良施設を使用する場合

家庭用排水や浄化槽処理水等を農業用水路に流す時は土地改良区の承認と契約が必要です。放流は排水路だけに限定しており、用水路は認めませんので、計画される時はご注意ください。

またその他土地改良施設を利用する場合にも同様に承認が必要です。

おしらせ

農地転用をする場合には、事業償還残金及び一般経常費に伴う決済金を一括で納入していただくこととなります。

経常決済金額は、10aあたり175,000円となります。

このほかに事業費償還残金は別途となります。

賦課金の納入

お願いについて

賦課金の納入は組合員の皆様のご理解ご協力を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

なお納入期限までに納入がなされなかった場合には、翌日から延滞金(年14.6%)加算されますから、早期納入をお願いいたします。

永年の賦課金未納のあるときは、土地改良法により滞納処分をすることになります。

なお特別な事情がある場合には、土地改良区までご相談ください。

滞納賦課金は新しい耕作者が負担

農地の移動、売買等の場合、賦課金滞納の土地を買いますと法律の規定により、**買った人が滞納金を全部支払いをするよう義務付けられています。**

売買するときは、必ず土地改良区に賦課金の滞納があるかどうか確かめてから売買契約をするように注意して下さい。



農地改良の場合

農地を改良(盛土改良等)するときは、農業委員会の許可が必要です。

この改良には、道路あるいは用排水路との境界確認と盛土の工法確認をしますので、事前に土地改良区にもお知らせ下さい。